

株主のみなさまへ

2023年度 報告書

2023年4月1日～2024年3月31日

四国電力株式会社

目次

(第100回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告	1
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告書	22

(ご参考)

株式 Information	29
----------------	----

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

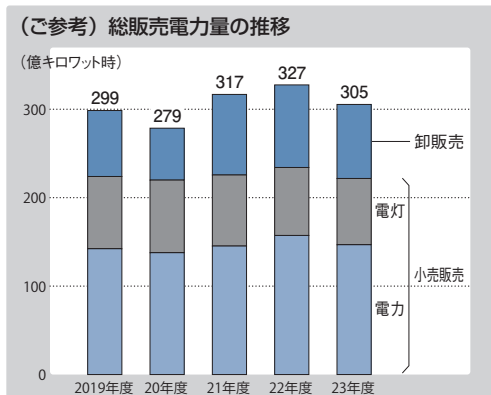
(1) 事業の経過および成果

2023年度のわが国経済は、物価高等の影響により、個人消費の持ち直しの動きに足踏みがみられたものの、公共投資が堅調に推移するなど、全体としては緩やかに回復しました。四国の経済も、全国とほぼ同様の状況で推移しました。

こうしたなか、当社グループは、伊方発電所3号機をはじめとする自社電源の安全・安定運転を継続し、電力の安定供給を確保するとともに、燃料価格高騰に起因する収支不均衡を解消するための規制料金の見直しなどにより、収支の改善をはかることで、経営正常化の道筋をつけることができました。

当年度の小売販売電力量につきましては、産業用での自家用発電設備の稼働増の影響などにより、前年度に比べ5.3%減の221億70百万キロワット時となりました。また、卸販売電力量は、前年度に比べ10.3%減の83億73百万キロワット時となりました。

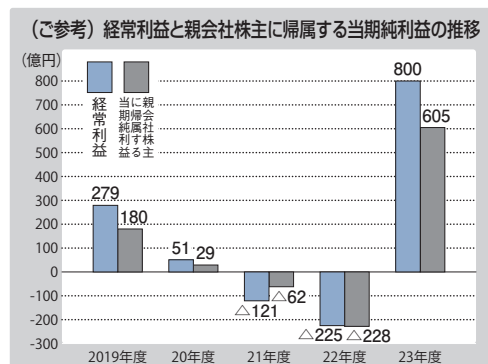
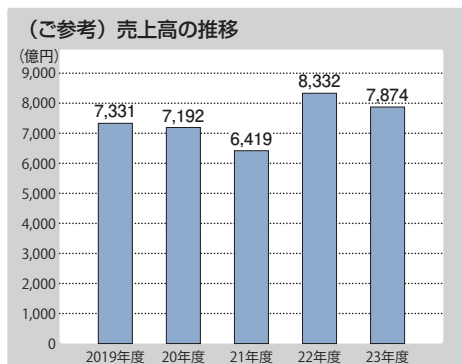
この結果、総販売電力量は、前年度に比べ6.7%減の305億43百万キロワット時となりました。



当年度の連結決算の収支につきましては、営業収益(売上高)は、発電・販売事業において、小売販売収入が自由料金の燃料費調整制度の上限廃止や規制料金の見直し等に伴い増加したものの、卸販売収入が市場価格の低下等により減少したことなどから、前年度に比べ5.5%減の7,874億円となりました。

一方、営業費用は、発電・販売事業において、修繕費や減価償却費等が増加したものの、燃料価格の低下や総販売電力量の減少等により需給関連費が減少したことなどから、前年度に比べ16.2%減の7,088億円となりました。

以上の結果、営業利益は、前年度に比べ907億円改善の785億円、経常利益は、前年度に比べ1,025億円改善の800億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ833億円改善の605億円となりました。



事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりです。

なお、当年度から、従来、「その他の事業」としていた事業区分を、「情報通信事業」、「エネルギー事業」、「建設・エンジニアリング事業」および「その他の事業」に区分しており、前年度との比較は、変更後の区分に基づいております。

[発電・販売事業]

売上高は、小売販売収入が自由料金の燃料費調整制度の上限廃止や規制料金の見直し等に伴い増加したものの、卸販売収入が市場価格の低下等により減少したことなどから、前年度に比べ5.5%減の6,700億円となりました。経常利益は、売上高が減少したものの、燃料価格の低下や総販売電力量の減少等により需給関連費が減少したことなどから、前年度に比べ646億円改善の357億円となりました。

[送配電事業]

売上高は、レベニューキャップ制度への移行に伴う料金単価の見直しにより託送収益が増加したものの、需給調整収益が減少したことなどから、前年度に比べ9.8%減の2,400億円となりました。経常利益は、売上高が減少したものの、需給調整費が減少したことなどから、前年度に比べ128億円増益の200億円となりました。

[情報通信事業]

売上高は、光通信サービスの収入増やシステム開発案件の受注増などから、前年度に比べ7.8%増の491億円となりました。経常利益は、前年度に比べ10億円増益の103億円となりました。

[エネルギー事業]

売上高は、前年度並みの258億円となりました。経常利益は、前年度に海外事業投資損失を営業外費用に計上した反動から、前年度に比べ218億円改善の67億円となりました。

[建設・エンジニアリング事業]

売上高は、火力発電所関連工事の受注増などから、前年度に比べ23.0%増の652億円となりました。経常利益は、前年度に比べ23億円増益の58億円となりました。

[その他の事業]

売上高は、前年度並みの355億円となりました。経常利益は、前年度に比べ3億円増益の24億円となりました。

(売上高および経常利益の内訳)

		売上高			経常利益		
		金額 (億円)	対前年度増減 (億円)	前年度比 (%)	金額 (億円)	対前年度増減 (億円)	前年度比 (%)
電気事業	発電・販売事業	6,700	△ 390	△ 5.5	357	646	—
	送配電事業	2,400	△ 262	△ 9.8	200	128	176.3
情報通信事業		491	36	7.8	103	10	10.7
エネルギー事業		258	1	0.3	67	218	—
建設・エンジニアリング事業		652	122	23.0	58	23	67.0
その他の事業		355	△ 1	△ 0.1	24	3	14.4
計		10,859	△ 494	△ 4.3	812	1,029	—
内部取引消去		△ 2,985	36	△ 1.2	△ 11	△ 4	
合計		7,874	△ 458	△ 5.5	800	1,025	—

(2) 設備投資の状況

発電・販売事業につきましては、西条発電所1号機のリプレース工事をはじめ、伊方発電所使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額は、338億円となりました。

送配電事業につきましては、供給信頼度を維持するための設備更新工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額は、266億円となりました。

事業区分		金額(億円)
電気事業	発電・販売事業	338
	送配電事業	266
情報通信事業		47
エネルギー事業		12
建設・エンジニアリング事業		1
その他の事業		38
計		704
内部取引消去		△ 20
合計		684

(3) 資金調達の状況

(億円)

	調達	返済	増減
社債	350	650	△ 300
長期借入金	216	226	△ 10
合計	566	876	△ 310

(4) 対処すべき課題

ロシアのウクライナ侵攻後、エネルギー安全保障が極めて重要な課題になるとともに、わが国におきましては、エネルギーの安定供給を大前提に、脱炭素化社会を実現していく「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されるなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた社会・経済の大きな変革が進んでおります。

また、昨今のエネルギー価格の上昇に伴い、再生可能エネルギーの地産地消モデルや太陽光発電設備を用いた自家消費型サービス、需要家側のデマンド・レスポンスを組み入れた分散型エネルギーリソースなどが広がりを見せており、新たな価値を提供する事業モデルの普及が進みつつあります。

当社グループといたしましては、こうした事業環境の変化を事業構造や企業体質の変革に向けた好機と捉え、コア事業である電気事業におきましては、エネルギー供給を支える責任ある事業者としての安定供給はもとより、収益性の維持・向上に取り組んでまいります。また、情報通信事業や国際事業などに加えて、グループ大での新たなサービス・商品・事業の創出にも努めてまいります。さらに、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえ、気候変動対策、地域共生活動の推進、人権の尊重、コンプライアンスの徹底など、持続的な企業価値創出の基盤強化に資する取り組みを積極的に進めてまいります。

① 電気事業における収益性の維持・向上と強靱化

発電・販売事業におきましては、伊方発電所3号機をはじめとした自社電源の安全・安定運転はもとより、電源の低炭素化・脱炭素化に向けた取り組みを着実に推進してまいります。また、他事業者との競争環境や電源調達コストを踏まえた小売料金水準の設定、電源調達の最適化、電力市場の活用、卸販売の促進等に取り組み、収益力の維持・向上をはかってまいります。

送配電事業におきましては、設備効率の向上等によるコスト抑制をはかりつつ、供給信頼度の維持・向上に努め、レベニューキャップ制度下において策定した事業計画を着実に遂行してまいります。

また、災害対策につきましては、能登半島地震に係る国の検証結果や当社独自の分析などにより、災害時の対策に新たな知見を反映することで、災害時の対応力をさらに強化してまいります。

② グループ大での新たな事業価値の創出

情報通信事業におけるデータ分析技術等を活用した新たなサービスの開発や、国際事業における再生可能エネルギーを中心とした新規優良案件への参画拡大など、今後成長が期待できる事業を中心に、リスク管理を徹底しながら、事業領域・市場エリアの一層の拡大と収益性向上に努めてまいります。また、建設・エンジニアリング事業などを着実に推進するとともに、スマートメーターを活用したガス・水道の遠隔検針事業や見守り事業など送配電ネットワークの新たな価値を創造してまいります。

さらに、分散型エネルギーリソースの普及など電気事業の構造変化を捉えた新たな事業の創出、低炭素化・脱炭素化ニーズに対応したソリューションの提供等にも、グループを挙げて取り組んでまいります。

③ 企業体質の変革と価値創出の基盤強化

全社を挙げてDXを強力に推進し、ビジネスモデルや業務プロセス、組織風土、従業員のマインドなどを含むビジネス全般を変革することにより、既存事業の競争力強化や新たな価値創造を実現し、持続的な企業価値の向上をはかってまいります。

気候変動対策の推進につきましては、GXリーグへの参加などにより電源の低炭素化・脱炭素化に取り組むとともに、CO₂フリー電気の調達や電化等による電気エネルギーのさらなる活用をはかることにより、小売販売電力におけるCO₂排出量を削減し、2050年にカーボンニュートラルを実現することに挑戦してまいります。

当社グループといたしましては、こうした取り組みを通じて、収益性の向上とリスク耐性の強化を両立するとともに財務健全性の向上をはかり、1株当たり配当額50円をはじめ、2025年度を最終年度とする中期経営計画で掲げた目標の達成を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、当社グループの事業に対し、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売 上 高(億円)	7,192	6,419	8,332	7,874
営 業 利 益(億円)	64	△ 135	△ 122	785
経 常 利 益(億円)	51	△ 121	△ 225	800
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	29	△ 62	△ 228	605
1株当たり当期純利益(円)	14.58	△ 30.44	△ 111.19	294.25
総 資 産(億円)	14,304	15,007	16,120	16,290
総 資 産 利 益 率(%)	0.8	△ 0.4	△ 1.0	5.3
自己資本当期純利益率(%)	0.9	△ 2.0	△ 7.5	18.4
自 己 資 本 比 率(%)	22.8	20.8	18.3	22.1

(注) 1. 総資産利益率は、経常利益に支払利息を加えた事業利益に基づき算出しております。

2. 2021年度から収益認識に関する会計基準が適用され、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る収益の計上方法を変更しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
四国電力送配電株式会社	百万円 8,000	% 100.0	一般送配電事業
株式会社 S T N e t	3,000	100.0	電気通信サービス、情報システムサービス
株式会社ケーブルメディア四国	2,000	70.0	有線テレビジョン放送、電気通信サービス
ケーブルテレビ徳島株式会社	499	75.6	有線テレビジョン放送、電気通信サービス
四国計測工業株式会社	480	100.0	計測機器等の製造・販売
坂出 L N G 株式会社	450	70.0	LNG の貯蔵・気化
四電エンジニアリング株式会社	360	100.0	電気・機械・土木・建築工事の設計・施工
四電ビジネス株式会社	300	100.0	ビル賃貸、機器・資材等の販売

(注) 1. 連結子会社12社のうち、資本金1億円超の8社を記載しております。

2. 出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社四電工	百万円 3,451	% 30.8	配電・送電等の電気工事の設計・施工
YN Energy Pty Ltd	千豪ドル 1,200	50.0	石炭の調達・販売・トレーディング

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
発電・販売事業	
送配電事業	
情報通信事業	電気通信サービス、情報システムサービス、有線テレビジョン放送
エネルギー事業	LNG の貯蔵・気化・供給、熱供給、国際事業の管理
建設・エンジニアリング事業	電気・機械・土木・建築工事の調査・設計・施工
その他の事業	電気・計測機器等の製造・販売、ビル賃貸、機器・資材等の販売、研究開発

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

- a. 本店 (香川県高松市)
- b. 支店等 徳島支店 (徳島県徳島市) 高知支店 (高知県高知市)
愛媛支店 (愛媛県松山市) 香川支店 (香川県高松市)
東京支社 (東京都千代田区)

c. 発電所 [水 力]

本川発電所 (高知県)	615,000キロワット
蔭平発電所 (徳島県)	46,650キロワット
平山発電所 (高知県)	44,400キロワット
広野発電所 (徳島県)	36,500キロワット
大渡発電所 (高知県)	33,000キロワット
(他 52ヵ所	379,146キロワット)
(合 計	1,154,696キロワット)

[火 力]

坂出發電所 (香川県)	1,385,000キロワット (石油、ガス)
西条発電所 (愛媛県)	750,000キロワット (石 炭)
橘湾発電所 (徳島県)	700,000キロワット (石 炭)
阿南発電所 (徳島県)	450,000キロワット (石 油)
(合 計	3,285,000キロワット)

(注) 西条発電所1号機(500,000キロワット)は、リプレース工事が完了し、2023年6月30日付で営業運転を開始いたしました。また、阿南発電所4号機(450,000キロワット)は、2023年9月1日付で廃止いたしました。

[原子力]

伊方発電所 (愛媛県)	890,000キロワット
-------------	--------------

[太陽光]

松山発電所 (愛媛県)	2,042キロワット
-------------	------------

② 重要な子会社の主要な事業所 (本店)

- a. 四国電力送配電株式会社 香川県高松市
- b. 株式会社STNet 香川県高松市
- c. 株式会社ケーブルメディア四国 香川県高松市
- d. ケーブルテレビ徳島株式会社 徳島県徳島市
- e. 四国計測工業株式会社 香川県仲多度郡多度津町
- f. 坂出LNG株式会社 香川県坂出市
- g. 四電エンジニアリング株式会社 香川県高松市
- h. 四電ビジネス株式会社 香川県高松市

(9) 従業員の状況

事業区分		従業員数（前年度末比増減）
電気事業	発電・販売事業	2,127名（34名減）
	送配電事業	2,021名（39名減）
情報通信事業		831名（15名増）
エネルギー事業		280名（11名増）
建設・エンジニアリング事業		1,375名（14名増）
その他の事業		1,384名（21名増）
合計		8,018名（12名減）

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	601 ^{億円}
株式会社伊予銀行	483
株式会社百十四銀行	476
株式会社みずほ銀行	420
株式会社三菱UFJ銀行	385
明治安田生命保険相互会社	340
株式会社日本政策投資銀行	300
株式会社四国銀行	213
株式会社中国銀行	200
農林中央金庫	200

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 7億7,295万6,066株
- ② 発行済株式の総数 2億752万8,202株
- ③ 株 主 数 76,672名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,269 ^{千株}	12.66 [%]
株 式 会 社 伊 予 銀 行	8,851	4.27
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	7,982	3.85
住 友 共 同 電 力 株 式 会 社	7,062	3.40
高 知 県	6,230	3.00
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,923	2.85
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	5,898	2.84
四 国 電 力 従 業 員 持 株 会	4,456	2.15
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,001	1.93
株 式 会 社 伊 予 鉄 グ ル ー プ	2,872	1.38

(注) 持株比率は、自己株式(13千株)を控除して計算しております。

- ⑤ 2023年度に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況
 - 給付株式数 20,100株
 - 給付対象者数 2名

(注) 社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)であった者に対する株式報酬として給付したものであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等

氏名	地位および担当
佐伯 勇人	取締役会長
長井 啓介	取締役社長 社長執行役員
白井 久司	取締役 副社長執行役員 事業開発室長、経理部・資材部・情報システム部担当
川西 徳幸	取締役 副社長執行役員 原子力本部長、土木建築部担当
宮本 喜弘	取締役 常務執行役員 総合企画室長、再生可能エネルギー部・広報部担当
宮崎 誠司	取締役 常務執行役員 営業推進本部長、東京支社担当
太田 正宏	取締役 常務執行役員 火力本部長
杉ノ内 謙三	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター担当
川原 央	取締役監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長
香川 亮平	取締役監査等委員
高畑 富士子	取締役監査等委員
大塚 岩男	取締役監査等委員
西山 彰一	取締役監査等委員
泉谷 八千代	取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長 社長執行役員および取締役 副社長執行役員は、いずれも代表取締役であります。
2. 取締役副社長執行役員 山田研二および取締役常務執行役員 西崎明文は、いずれも2023年6月28日に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役常務執行役員 太田正宏は、2024年3月29日に逝去により退任いたしました。
4. 取締役監査等委員 香川亮平、同 高畑富士子、同 大塚岩男、同 西山彰一および同 泉谷八千代は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 取締役監査等委員 香川亮平、同 高畑富士子、同 大塚岩男、同 西山彰一および同 泉谷八千代は、いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
6. 取締役監査等委員 西山彰一は、当社の関連会社（株式会社高知電子計算センター）の業務執行取締役でない取締役の二親等の親族であります。
7. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結しております。
8. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。
9. 取締役監査等委員 香川亮平および同 大塚岩男は、銀行業務の経験に基づく財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 重要会議への出席、業務執行部門からの情報収集および内部監査部門等との関係を日常的に行うことを通じて、監査の実効性をより高めるために、取締役監査等委員 川原央を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役の重要な兼職の状況

氏名	兼職先および兼職の内容
佐伯 勇人	四国経済連合会 会長 四国旅客鉄道株式会社 取締役
長井 啓介	四国生産性本部 会長
宮本 喜弘	株式会社 S T N e t 取締役
宮崎 誠司	四国計測工業株式会社 取締役
太田 正宏	坂出 L N G 株式会社 取締役
杉ノ内 謙三	四電エンジニアリング株式会社 取締役 四電ビジネス株式会社 取締役
川原 央	四国電力送配電株式会社 監査役 株式会社 S T N e t 監査役 四電エンジニアリング株式会社 監査役 株式会社 四電工 取締役監査等委員
香川 亮平	株式会社百十四銀行 取締役 副頭取兼 C C O
高畑 富士子	株式会社ときわ 取締役社長
大塚 岩男	株式会社いよぎんホールディングス 取締役会長 株式会社伊予銀行 取締役会長 四国旅客鉄道株式会社 監査役
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社 取締役会長 高知商工会議所 会頭

- (注) 1. 当社は、社外取締役の兼職先のうち、株式会社百十四銀行、株式会社ときわ、株式会社伊予銀行、四国旅客鉄道株式会社および宇治電化学工業株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の当年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社百十四銀行および株式会社伊予銀行との間に、資金の借入等の取引があります。その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 取締役常務執行役員 太田正宏の兼職先は、2024年3月29日時点のものを記載しております。
3. 取締役監査等委員 香川亮平は、2024年3月31日付で株式会社百十四銀行の取締役副頭取兼 CCO を退任し、同社の取締役となっております。

③ 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）につきまして、取締役会の決議により、次の「取締役の報酬の決定方針」ならびに「取締役の報酬および決定手続き」に記載のとおり定めております。

（取締役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、当社の基本的使命の実現や持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、決定します。

（取締役の報酬および決定手続き）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本となる月額報酬、短期的な業績の向上をねらいに支給する業績連動金銭報酬および中長期的な業績の向上と持続的な企業価値の増大をねらいに支給する株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬、業績連動金銭報酬および株式報酬の支給割合について、取締役会長および取締役社長 社長執行役員については、7対2対1の割合を、その他の取締役については、8対1対1の割合を目安として設定します。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、固定金銭報酬とし、職責等を勘案のうえ、支給します。
- 4 業績連動金銭報酬は、よんでんグループ中期経営計画に掲げる経営目標（経常利益および配当）を指標としたうえで、ESGに関する取り組み状況なども含む各事業年度の業績等を踏まえ年次で支給します。
- 5 株式報酬（株式給付信託）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として取締役退任時に、在任中に付与されたポイント数に応じた当社株式および当社株式を時価換算した金銭が、信託を通じて給付されるものとします。
- 6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、報酬検討委員会の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、月額報酬および業績連動金銭報酬については、取締役会が決定し、株式報酬については、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、毎年、役位に応じて一定数のポイントを付与します。
- 7 監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬のみとし、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定します。

当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額につきましては、報酬検討委員会において決定方針に基づく総合的な検討が行われ、そのうえでなされた答申に基づき、取締役会で決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（株式報酬を除く。）は、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会において年額4億5,600万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名です。また、株式報酬は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠として、連続する3事業年度に当社が信託に拠出する金額は160百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は5万ポイントを上限とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役にない取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

c. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		月額報酬	業績連動金銭報酬	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く。)	335百万円	237百万円	69百万円	28百万円	10名
取締役(監査等委員)	74百万円	74百万円	—	—	6名
合 計	409百万円	312百万円	69百万円	28百万円	16名

- (注) 1. 業績連動金銭報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであり、短期的な業績向上のインセンティブ付与および業績に対する経営責任を明確化する観点から、経常利益および配当を指標としたうえで、ESGに関する取り組み状況なども含む各事業年度の業績等を踏まえ、算定しております。指標の目標値は、「よんでんグループ中期経営計画2025」等を踏まえ、連結経常利益500億円、1株当たり配当額50円としており、当年度の実績は、連結経常利益800億円、1株当たり配当額30円であります。
2. 株式報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 業績連動金銭報酬および株式報酬の金額は、当年度の費用計上額を記載しております。
4. 報酬等の総額および支給人数には、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および2024年3月29日に退任した取締役に対する報酬等の額および当該取締役の人数を含めております。
5. 報酬等の総額のうち、社外取締役5名分は44百万円であり、すべて月額報酬であります。

④ 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
香 川 亮 平	当年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、報酬検討委員会の委員長および人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
高 畑 富士子	当年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会の委員長および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
大 塚 岩 男	当年度開催の取締役会14回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
西 山 彰 一	当年度開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会18回のうち17回に出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
泉 谷 八千代	当年度開催の取締役会14回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 会計監査人の報酬等の額等

a	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	75百万円
b	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらの内容は妥当であると判断したため、会計監査人としての報酬等の額について同意しております。
3. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しております。

当社の子会社である四国電力送配電株式会社は、会計監査人に対して、電気事業託送供給等収支計算規則に基づく手続業務を委託しております。

当社の子会社である株式会社 STNet は、会計監査人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、上記の場合のほか、会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する合理的な理由がある場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることとしております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	1,302,991	固定負債	1,034,567
有形及び無形固定資産	982,939	社 債	386,994
水力発電設備	59,223	長期借入金	455,000
汽力発電設備	151,311	関係会社事業損失引当金	689
原子力発電設備	165,296	退職給付に係る負債	18,961
送電設備	114,376	資産除去債務	132,811
変電設備	83,427	そ の 他	40,110
配電設備	206,721		
その他の固定資産	104,859	流動負債	231,318
建設仮勘定及び除却仮勘定	22,698	1年以内に期限到来の固定負債	78,159
原子力廃止関連仮勘定	32,470	支払手形及び買掛金	47,733
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	42,554	未払税金	24,180
		そ の 他	81,244
核 燃 料	89,196		
装荷核燃料	8,138	負債合計	1,265,886
加工中等核燃料	81,058		
		(純資産の部)	
投資その他の資産	230,855	株主資本	337,164
長期投資	55,206	資 本 金	145,551
関係会社長期投資	114,989	資本剰余金	3,598
繰延税金資産	34,138	利益剰余金	191,442
退職給付に係る資産	16,816	自 己 株 式	△ 3,428
そ の 他	9,832		
貸倒引当金	△ 128	その他の包括利益累計額	23,326
		その他有価証券評価差額金	716
流動資産	326,062	繰延ヘッジ損益	7,382
現金及び預金	118,346	為替換算調整勘定	9,465
受取手形、売掛金及び契約資産	91,334	退職給付に係る調整累計額	5,762
リース債権及びリース投資資産	17,213		
棚卸資産	43,068	非支配株主持分	2,676
そ の 他	56,356		
貸倒引当金	△ 257	純資産合計	363,168
資産合計	1,629,054	負債純資産合計	1,629,054

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)
営業収益	787,403
電気事業営業収益	689,531
その他事業営業収益	97,871
営業費用	708,876
電気事業営業費用	626,003
その他事業営業費用	82,873
売上原価	70,335
販売費及び一般管理費	12,537
営業利益	78,526
営業外収益	12,124
受取配当金	1,229
受取利息	744
有価証券売却益	626
為替差益	2,944
持分法による投資利益	4,626
その他	1,953
営業外費用	10,554
支払利息	6,172
有価証券評価損	402
関係会社事業損失	2,614
その他	1,365
経常利益	80,096
渴水準備金引当又は取崩し	△ 400
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 400
税金等調整前当期純利益	80,496
法人税等	19,794
法人税、住民税及び事業税	18,434
法人税等調整額	1,360
当期純利益	60,701
非支配株主に帰属する当期純利益	185
親会社株主に帰属する当期純利益	60,515

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
固 定 資 産	1,218,186	固 定 負 債	1,005,318
電気事業固定資産	397,490	社 債	386,994
水力発電設備	61,408	長期借入金	453,000
汽力発電設備	154,153	退職給付引当金	5,733
原子力発電設備	168,626	関係会社事業損失引当金	689
内燃力発電設備	39	資産除去債務	132,811
新エネルギー等発電等設備	195	雑固定負債	26,089
業務設備	13,066		
附帯事業固定資産	2,307	流 動 負 債	214,470
事業外固定資産	79	1年以内に期限到来の固定負債	74,007
固定資産仮勘定	88,729	買掛金	41,971
建設仮勘定	13,450	未払金	1,594
除却仮勘定	253	未払費用	26,434
原子力廃止関連仮勘定	32,470	未払税金	10,873
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	42,554	預り金	1,412
核 燃 料	89,196	関係会社短期債務	49,606
装荷核燃料	8,138	諸前受金	252
加工中等核燃料	81,058	雑流動負債	8,318
投資その他の資産	640,382	負 債 合 計	1,219,788
長期投資	43,996	株 主 資 本	258,507
関係会社長期投資	557,202	資 本 金	145,551
長期前払費用	8,319	資 本 剰 余 金	3,598
前払年金費用	6,652	資 本 準 備 金	3,598
繰延税金資産	24,268	利 益 剰 余 金	109,573
貸倒引当金(貸方)	△ 57	利 益 準 備 金	32,819
		そ の 他 利 益 剰 余 金	76,754
流 動 資 産	263,241	繰越利益剰余金	76,754
現金及び預金	113,371	自 己 株 式	△ 216
売掛金	57,697		
諸未収入金	27,524	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,132
貯蔵品	26,588	その他有価証券評価差額金	352
前払金	1	繰延ヘッジ損益	2,779
前払費用	702		
関係会社短期債権	30,140	純 資 産 合 計	261,639
雑流動資産	7,724		
貸倒引当金(貸方)	△ 509		
合 計	1,481,428	合 計	1,481,428

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額(百万円)	科目	金額(百万円)
営業費用	645,482	営業収益	684,681
電気事業営業費用	632,713	電気事業営業収益	670,026
水力発電費	12,912	電灯料	171,491
汽力発電費	221,071	電力料	306,797
原子力発電費	87,186	他社販売電力料	110,080
内燃力発電費	12	賠償負担金相当収益	2,482
新エネルギー等発電等費	382	廃炉円滑化負担金相当収益	5,639
他社購入電力料	118,686	電気事業雑収益	73,534
販売費	15,192		
一般管理費	24,319		
接続供給託送料	144,570		
原子力廃止関連仮勘定償却費	4,333		
事業税	4,269		
電力費振替勘定(貸方)	△ 223		
附帯事業営業費用	12,768	附帯事業営業収益	14,654
ガス供給事業営業費用	10,249	ガス供給事業営業収益	12,122
熱供給事業営業費用	967	熱供給事業営業収益	1,028
その他附帯事業営業費用	1,551	その他附帯事業営業収益	1,502
営業利益	(39,198)		
営業外費用	10,065	営業外収益	22,382
財務費用	6,283	財務収益	9,583
支払利息	6,164	受取配当金	6,095
社債発行費	118	受取利息	3,487
事業外費用	3,782	事業外収益	12,799
固定資産売却損	80	固定資産売却益	82
有価証券評価損	242	有価証券売却益	626
関係会社事業損失	2,614	為替差益	2,976
雑損	844	債務保証損失引当金戻入額	8,536
		雑収益	577
当期経常費用合計	655,548	当期経常収益合計	707,063
当期経常利益	51,515		
湯水準備金引当又は取崩し	△ 400		
湯水準備引当金取崩し(貸方)	△ 400		
税引前当期純利益	51,915		
法人税等	9,029		
法人税等	7,275		
法人税等調整額	1,753		
当期純利益	42,886		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年 5月13日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 誉一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智 慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年 5月13日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 誉一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智 慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

四国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)			
監査等委員会委員長	川	原	央 ㊟
監査等委員	香	川	亮 平 ㊟
監査等委員	高	畑	富士子 ㊟
監査等委員	大	塚	岩 男 ㊟
監査等委員	西	山	彰 一 ㊟
監査等委員	泉	谷	八千代 ㊟

(注) 監査等委員 香川亮平、高畑富士子、大塚岩男、西山彰一および泉谷八千代は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

MEMO

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

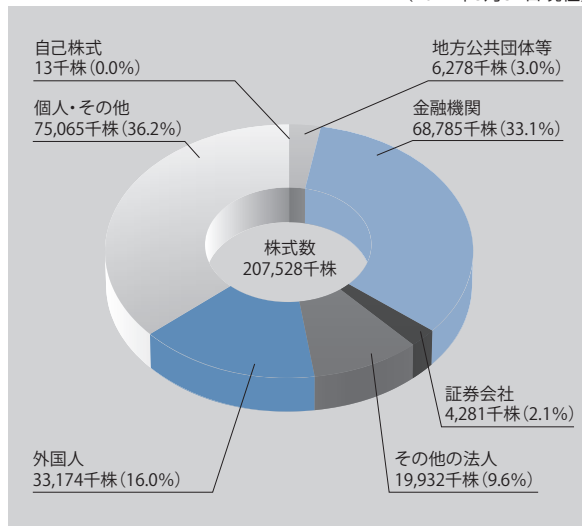
ご参考

MEMO

株式 Information

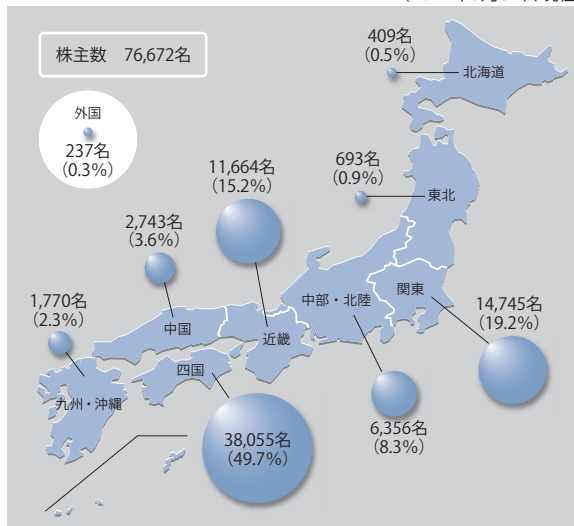
株式分布(所有者別)

(2024年3月31日現在)

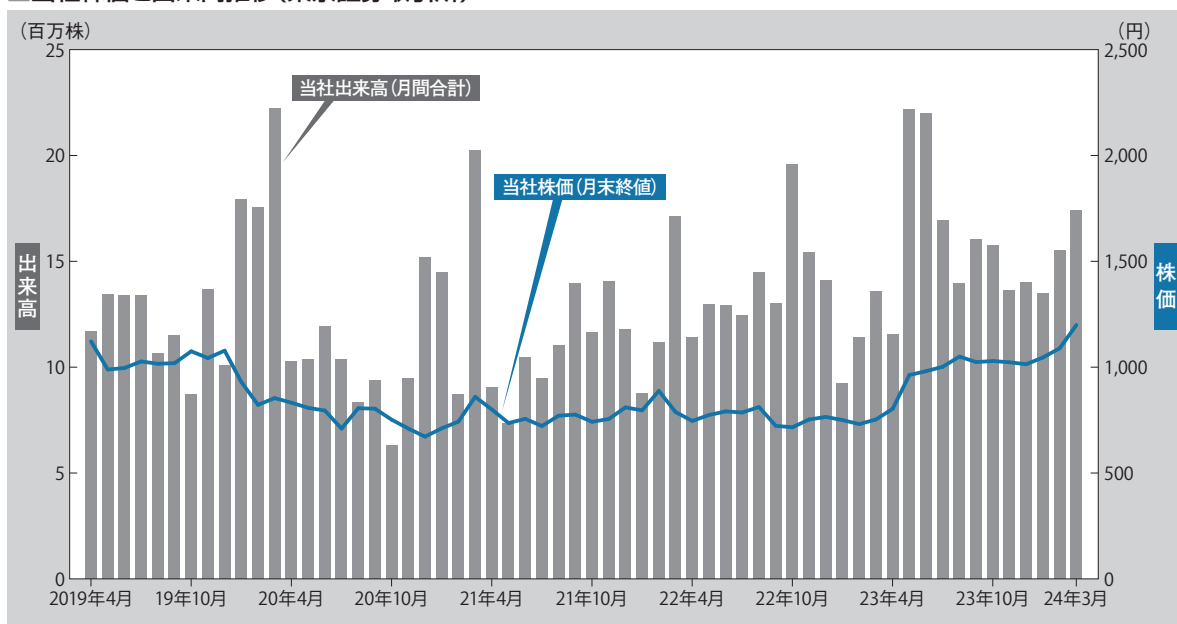


株主分布(地域別)

(2024年3月31日現在)



当社株価と出来高推移(東京証券取引所)



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。 〈 https://www.yonden.co.jp/ 〉 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、高松市において発行する四国新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話お問い合わせ先)	0120-782-031 (通話料無料) 受付時間：9時～17時(土、日、祝日等を除く。)

株式に関するお問い合わせおよびお手続きは以下の窓口にお申し出ください。

証券会社に口座を
開設されている株主さま

お取り引き先の証券会社に
お申し出ください。

証券会社に口座を
開設されていない株主さま

三井住友信託銀行 証券代行部に
お申し出ください。

受け取られていない配当金に関するお問い合わせにつきましては、証券会社の口座開設の有無にかかわらず、上記の三井住友信託銀行 証券代行部にお申し出ください。